



美濃加茂市議会  
第2回定例会議案

令和元年6月4日

## 目 次

議案番号	議 案 名	ページ
承第 2号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度美濃加茂市一般会計補正予算（第11号））	1
承第 3号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第4号））	5
承第 4号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について）	28
承第 5号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について）	58
承第 6号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例について）	60
議第32号	消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について	62
議第33号	美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	68
議第34号	令和元年度美濃加茂市一般会計補正予算（第2号）	71
議第35号	令和元年度美濃加茂市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）	98

承第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成31年3月27日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年6月4日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

平成30年度美濃加茂市一般会計補正予算（第11号）

平成30年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表

## 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	市庁舎等施設管理・改修事業	千円 6,424
3 民生費	2 児童福祉費	公立保育園施設管理運営事業	2,376
5 農林業費	1 農業費	農業用施設事業	3,463
6 商工費	1 商工費	中小企業支援事業	3,400
7 土木費	2 道路橋りょう費	一般道路改修事業	26,559
		道路施設補修点検事業	9,396
		橋りょう補修事業	58,935
	3 河川費	加茂川総合内水対策事業	39,635
	4 都市計画費	建築物耐震化促進事業	3,512
		美濃加茂市西部地区整備事業	129,299
		都市計画事務	22,480
		都市公園管理事務	4,153

9 教育費	5 社会教育費	加茂野交流センター施設維持 管理事業	2,700
	6 保健体育費	牧野ふれあい広場整備事業	7,874
		前平・東総合運動場事業	84,749

承第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成31年3月27日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年6月4日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

## 平成30年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第4号）

平成30年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算（第4号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ397千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,237,868千円とする。
- 2 介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ739千円とする。
- 3 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）」及び「第2表 歳入歳出予算補正（介護サービス事業勘定）」による。



第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		654,382	397	654,779
	3 介護サービス事業 勘定繰入金	290	397	687
歳入合計		4,237,471	397	4,237,868

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		60,227	397	60,624
	1 基金積立金	60,227	397	60,624
歳 出 合 計		4,237,471	397	4,237,868

第 2 表 歳入歳出予算補正（介護サービス事業勘定）

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護サービス収入		290	△7	283
	1 予防給付費収入	290	△7	283
2 繰越金		239	217	456
	1 繰越金	239	217	456
歳入合計		529	210	739

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		529	210	739
	1 介護予防支援事業費	529	210	739
歳 出	合 計	529	210	739



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金	60,227	397	60,624
歳出合計	4,237,471	397	4,237,868



2 歳 入

(款) 8 繰入金  
(項) 3 介護サービス事業勘定繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
8		繰入金	654,382	397	654,779
	3	介護サービス事業勘定繰入金	290	397	687
	1	介護サービス事業勘定繰入金	290	397	687

(介護保険会計 (保険事業勘定) )



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 介護サービス事業勘定繰入金	397	1 介護サービス事業勘定繰入金

3 歳 出

(款) 4 基金積立金  
(項) 1 基金積立金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							保険料
4		基金積立金	60,227	397	60,624	397	
	1	基金積立金	60,227	397	60,624	397	
		1	介護給付費 準備基金積 立金	60,227	397	60,624	繰入金 397

(介護保険会計 (保険事業勘定) )

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
25 積立金	397	介護給付費準備基金積立金	介護給付費準備基金積立金 397





(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 事業費	529	210	739
歳出合計	529	210	739



2 歳 入

(款) 1 介護サービス収入  
(項) 1 予防給付費収入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
1		介護サービス収入	290	△7	283
	1	予防給付費収入	290	△7	283
	1	介護予防サービス計画費収入	290	△7	283

(介護保険会計 (介護サービス事業勘定))



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 介護予防サービス計画 費収入	△7	1 介護予防サービス計画費収入

(款) 2 繰越金  
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		繰越金	239	217	456
	1	繰越金	239	217	456
		1 繰越金	239	217	456

(介護保険会計 (介護サービス事業勘定) )

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	217	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 1 事業費  
(項) 1 介護予防支援事業費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							サービス収入
1		事業費	529	210	739	217	△7
	1	介護予防支援事業費	529	210	739	217	△7
		1 介護予防支援事業費	529	210	739	繰越金 217	△7

(介護保険会計 (介護サービス事業勘定))

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
13 委託料	△187	予防ケアプラン作成	介護予防プラン作成事業 210
28 繰出金	397	保険事業勘定繰出金	

承第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成31年3月29日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年6月4日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例  
(美濃加茂市税条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市税条例（昭和29年美濃加茂市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(寄附金税額控除) 第26条の8 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第26条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合にお	(寄附金税額控除) 第26条の8 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、 <u>法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第26条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。こ</u>

いて、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) (略)

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第64条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので救急用のもののほか、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの

(2) 血液事業の用に供するもの

(3) 救護資材の運搬の用に供するもの

(4) 前3号に掲げるものに類するもの

附 則

第3条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当

の場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) (略)

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第64条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

附 則

第3条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当

該納税義務者の第26条の4及び第26条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第26条の9及び第26条の10第1項の規定の適用については、第26条の9中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第3条の3の2第1項」と、第26条の10第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第3条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

該納税義務者の第26条の4及び第26条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第26条の9及び第26条の10第1項の規定の適用については、第26条の9中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第3条の3の2第1項」と、第26条の10第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第3条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)



第3条の4 第26条の8の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第26条の4第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第15条の2第1項、附則第16条第1項、附則第17条第1項、附則第19条第1項、附則第20条第1項、附則第20条の2第1項又は附則第21条第1項の規定の適用を受けるときは、第26条の8第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第5条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第26条の8第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第28条の2第4項の規定による申告書の提出（第28条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市

第3条の4 第26条の8の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第26条の4第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第15条の2第1項、附則第16条第1項、附則第17条第1項、附則第19条第1項、附則第20条第1項、附則第20条の2第1項又は附則第21条第1項の規定の適用を受けるときは、第26条の8第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）

第5条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第26条の8第1項及び第2項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第28条の2第4項の規定による申告書の提出（第28条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対

町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請者に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 （略）

第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定する

し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請者に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 （略）

第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4

ところにより控除すべき額を、第26条の8第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 (略)

2・3 (略)

4 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条

項に規定するところにより控除すべき額を、第26条の8第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 (略)

2・3 (略)

4 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条

例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

16 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

17・18 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 (略)

2～5 (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲

例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

16 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

17・18 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 (略)

2～5 (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲

げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

9 (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記

げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) (略)

9 (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記

載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第13条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第66条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) (略)

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第13条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車  
が初めて道路運送車両法第60条第1項後  
段の規定による車両番号の指定（以下この  
条において「初回車両番号指定」という。）  
を受けた月から起算して14年を経過した  
月の属する年度以後の年度分の軽自動車税  
に係る第66条の規定の適用については、  
当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

(略)

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号

に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第6



内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円

6条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の右欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の左欄に掲げる字句とする。

	<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第14条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 (略)

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第23条 (略)

2 (略)

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(5) (略)

4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第14条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 (略)

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第23条 (略)

2 (略)

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(5) (略)

4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあ

<p>については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「<u>特定仮換地等納税義務者</u>」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「<u>特定仮換地等の</u>」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「<u>特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に</u>」とする。</p>	<p>るのは「<u>仮換地等納税義務者</u>」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「<u>法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等（以下この項において「仮換地等」という。）の</u>」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「<u>仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に</u>」とする。</p>
---	--

第2条 美濃加茂市税条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(市民税の申告)</p> <p>第28条の2 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 第1項又は第4項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u></p> <p><u>6～8 (略)</u></p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第28条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項に規定する給与等の支払者</u>（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して市長に提</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第28条の2 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5～7 (略)</u></p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第28条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の給与等の支払者</u>（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して市長に提出しなけれ</p>

出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第28条の3の3 所得税法第203条の6

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申請書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して市長に提出しなければならない。

出なければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第28条の3の3 所得税法第203条の5

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申請書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して市長に提出しなければならない。

由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(市民税に係る不申告に関する過料)

第28条の4 市民税の納税義務者が第28条の2第1項若しくは第2項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第7項若しくは第8項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

2・3 (略)

由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(市民税に係る不申告に関する過料)

第28条の4 市民税の納税義務者が第28条の2第1項若しくは第2項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第6項若しくは第7項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

2・3 (略)

附 則

(特別土地保有税の課税の特例)

第12条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第12条の2 法第451条第1項第1号

(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間(附則第12条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第64条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第12条の2の2 (略)

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第12条の4の規定によ

附 則

(特別土地保有税の課税の特例)

第12条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第12条の2 (略)

り読み替えられた第65条の6第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第12条の6 （略）

2 （略）

3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第65条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第12条の6 （略）

2 （略）

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第13条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第66条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ （イ）	3,900円	1,000円
第2号イ （ウ）(a)	6,900円 10,800円	1,800円 2,700円
第2号イ （ウ）(b)	3,800円 5,000円	1,000円 1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）

第13条 法附則第30条に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第66条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)





第2号イ	6,900円	5,200円
(ウ)(a)	10,800円	8,100円
第2号イ	3,800円	2,900円
(ウ)(b)	5,000円	3,800円

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第14条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車  
が前条第2項から第4項までの規定の適用を受け  
る3輪以上の軽自動車に該当するかどうか  
の判断をするときは、国土交通大臣の認定  
等（法附則第30条の2第1項に規定する  
国土交通大臣の認定等をいう。次項におい  
て同じ。）に基づき当該判断をするものと  
する。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割  
の額について不足額があることを第67条  
第2項の納期限（納期限の延長があつたと  
きは、その延長された納期限）後において  
知つた場合において、当該事実が生じた原  
因が、国土交通大臣の認定等の申請をした  
者が偽りその他不正の手段（当該申請をし  
た者に当該申請に必要な情報を直接又は間  
接に提供した者の偽りその他不正の手段を  
含む。）により国土交通大臣の認定等を受  
けたことを事由として国土交通大臣が当該  
国土交通大臣の認定等を取り消したことに  
よるものであるときは、当該申請をした者  
又はその一般承継人を賦課期日現在におけ  
る当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の  
所有者とみなして、軽自動車税の種別割に  
関する規定（第69条及び第70条の規定  
を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納  
付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項  
の不足額に、これに100分の10の割合

第14条 削除

<p>を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	
------------------------------	--

第3条 美濃加茂市税条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第34条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>单身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第13条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から<u>第5項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第66条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">(略)</div> <p>2～4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第34条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は<u>寡夫</u>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第13条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から<u>第4項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第66条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">(略)</div> <p>2～4 (略)</p>

<p><u>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第14条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第5項</u>までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第14条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第4項</u>までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

(美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例（平成29年美濃加茂市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第12条の6 営業用の<u>3輪</u>以上の軽自動車に対する第65条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ</p>	<p>附 則</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第12条の6 営業用の<u>三輪</u>以上の軽自動車に対する第65条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ</p>

<p>それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 自家用の<u>3輪</u>以上の軽自動車に対する第65条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、<u>当分の間</u>、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第13条 <u>法附則第30条</u>に規定する3輪以上の軽自動車に対する<u>当該軽自動車</u>が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第66条の規定の適用については、<u>当分の間</u>、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p>	<p>それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 自家用の<u>三輪</u>以上の軽自動車に対する第65条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第13条 <u>平成18年3月31日</u>までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する<u>平成31年度</u>分の軽自動車税に係る第66条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p>
---	---

（美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例（平成30年美濃加茂市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第32条の6 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項、<u>第11項及び第13項</u>において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に</p>	<p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第32条の6 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項<u>及び第11項</u>において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又</p>

係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 (略)

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 (略)

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたとき

は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 (略)

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 (略)

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

は、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けてい

る内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附 則 (平成30年条例第19号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(4) (略)

(5) 第1条中市税条例第16条第1項及び第3項並びに第32条の6第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日

(6)～(10) (略)

(市民税に関する経過措置)

第2条 (略)

2・3 (略)

4 改正後の条例第16条第1項及び第3項並びに第32条の6第10項から第17項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年条例第19号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(4) (略)

(5) 第1条中市税条例第16条第1項及び第3項並びに第32条の6第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日

(6)～(10) (略)

(市民税に関する経過措置)

第2条 (略)

2・3 (略)

4 改正後の条例第16条第1項及び第3項並びに第32条の6第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。



附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中美濃加茂市税条例第26条の8の改正並びに同条例附則第3条の4、第5条及び第5条の2の改正並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日
- (2) 第2条（次号に掲げる改正を除く。）及び附則第7条の規定 平成31年10月1日
- (3) 第2条中美濃加茂市税条例第28条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正並びに第28条の3の2、第28条の3の3及び第28条の4第1項の改正並びに附則第3条の規定 平成32年1月1日
- (4) 第3条中美濃加茂市税条例第17条の改正及び附則第4条の規定 平成33年1月1日
- (5) 第3条（前号に掲げる改正を除く。）及び附則第8条の規定 平成33年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の美濃加茂市税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 改正後の条例第26条の8並びに附則第3条の4及び第5条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第26条の8第1項及び附則第5条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第26条の8第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第5条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例（平成31年美濃加茂市条例第16号）附則第2条

		第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の美濃加茂市税条例附則第5条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付
--	--	--

4 改正後の条例附則第5条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる改正及び規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第3号に掲げる改正及び規定による改正後の美濃加茂市税条例（次項及び第3項において「32年改正条例」という。）第28条の2第7項の規定は、同号に掲げる改正及び規定の施行の日以後に平成32年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 32年改正条例第28条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる改正及び規定の施行の日以後に支払を受けるべき美濃加茂市税条例第28条の2第1項に規定する給与について提出する32年改正条例第28条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 32年改正条例第28条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる改正及び規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する32年改正条例第28条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる改正及び規定による改正後の美濃加茂市税条例第17条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 改正後の条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第6条 改正後の条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の美濃加茂市税条例（次項において「31年10月改正条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年10月改正条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の美濃加茂市税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成31年3月29日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年6月4日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例

美濃加茂市都市計画税条例（昭和32年美濃加茂市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 (略)	1 (略)
(法附則第15条第44項の条例で定める割合)	(法附則第15条第43項の条例で定める割合)
2 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。	2 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。
(法附則第15条第45項の条例で定める割合)	(法附則第15条第44項の条例で定める割合)
3 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	3 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
4～11 (略)	4～11 (略)
(読替規定)	(読替規定)
12 (略)	12 (略)

13 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

13 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の美濃加茂市都市計画税条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における改正後の条例附則第13項の規定の適用については、同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは、「、第48項若しくは第49項」とする。

承第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成31年3月29日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年6月4日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例

美濃加茂市介護保険条例（平成12年美濃加茂市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(保険料率) 第2条 (略) 2 <u>前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,080円とする。</u> 3 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,080円」とあるのは、「33,040円」と読み替えるものとする。</u>	(保険料率) 第2条 (略) 2 <u>所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,180円とする。</u>

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,080円」とあるのは、「46,000円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の美濃加茂市介護保険条例第2条の規定は、平成31年度以後の保険料から適用し、平成30年度までの保険料については、なお従前の例による。

議第 3 2 号

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を下記のとおり制定する。

令和元年 6 月 4 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例  
(美濃加茂市道路占用料徴収条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市道路占用料徴収条例 (昭和 3 1 年美濃加茂市条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(占用料の額)	(占用料の額)
第 3 条 (略)	第 3 条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が 1 月に満たない場合の占用料の額は、別表により算定した額に <u>1. 1</u> を乗じて得た額 (1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額) とする。	2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が 1 月に満たない場合の占用料の額は、別表により算定した額に <u>1. 0 8</u> を乗じて得た額 (1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額) とする。

(美濃加茂市水道事業給水条例の一部改正)

第 2 条 美濃加茂市水道事業給水条例 (昭和 3 3 年美濃加茂市条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(料金)	(料金)
第 2 5 条 料金は、基本料金と従量料金の合計額に <u>1. 1</u> を乗じて得た額とする。ただし、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	第 2 5 条 料金は、基本料金と従量料金の合計額に <u>1. 0 8</u> を乗じて得た額とする。ただし、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。



<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(分担金)</p> <p>第33条の2 (略)</p> <p>2 分担金の額は、次の表に掲げる金額に<u>1.1</u>を乗じて得た額とする。ただし、改造する者が納付する分担金は、新口径に係る分担金と旧口径に係る分担金との差額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(分担金の額の特例)</p> <p>2 当分の間、三和地区の分担金の額については、第33条の2第2項の規定にかかわらず、次の表に掲げる金額に<u>1.1</u>を乗じて得た額とする。ただし、改造する者が納付する分担金については、同項ただし書の規定を適用する。</p> <p>(略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(分担金)</p> <p>第33条の2 (略)</p> <p>2 分担金の額は、次の表に掲げる金額に<u>1.08</u>を乗じて得た額とする。ただし、改造する者が納付する分担金は、新口径に係る分担金と旧口径に係る分担金との差額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(分担金の額の特例)</p> <p>2 当分の間、三和地区の分担金の額については、第33条の2第2項の規定にかかわらず、次の表に掲げる金額に<u>1.08</u>を乗じて得た額とする。ただし、改造する者が納付する分担金については、同項ただし書の規定を適用する。</p> <p>(略)</p>
--	--

(美濃加茂市都市公園条例の一部改正)

第3条 美濃加茂市都市公園条例（昭和53年美濃加茂市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都市公園を占有する期間が1月に満たない場合の使用料の額は、別表第2により算定した額に<u>1.1</u>を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(指定管理者が管理する都市公園における条例の適用)</p> <p>第16条の5 第16条の2の規定により指</p>	<p>(使用料)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都市公園を占有する期間が1月に満たない場合の使用料の額は、別表第2により算定した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(指定管理者が管理する都市公園における条例の適用)</p> <p>第16条の5 第16条の2の規定により指</p>

<p>定管理者が管理を行う中之島公園に係るこの条例の適用については、第2条、第5条及び第7条の2第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条の3第2項第3号中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第8条第1項中「市長が公益上その他特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が別に定めるところにより」と、<u>前条</u>第1項第5号中「同表(4)に掲げる使用料」とあるのは「同表(4)に掲げる利用料金」と読み替えるものとする。</p>	<p>定管理者が管理を行う中之島公園に係るこの条例の適用については、第2条、第5条及び第7条の2第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条の3第2項第3号中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第8条第1項中「市長が公益上その他特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が別に定めるところにより」と、<u>第16条の4</u>第1項第5号中「同表(4)に掲げる使用料」とあるのは「同表(4)に掲げる利用料金」と読み替えるものとする。</p>
---	---

(美濃加茂市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部改正)

第4条 美濃加茂市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例（昭和61年美濃加茂市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用料の額等)	(使用料の額等)
<p>第2条 法第238条の4第7項の規定により許可を受けて行政財産を使用する者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。ただし、建物に係る使用料については、別表により算定した額に<u>1.1</u>を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p>	<p>第2条 法第238条の4第7項の規定により許可を受けて行政財産を使用する者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。ただし、建物に係る使用料については、別表により算定した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p>
2・3 (略)	2・3 (略)

(美濃加茂市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部改正)

第5条 美濃加茂市農業集落排水処理施設使用料徴収条例（平成5年美濃加茂市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用料の額)	(使用料の額)
<p>第3条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した下水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に<u>1.1</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端</p>	<p>第3条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した下水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の</p>

<p>数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 管理者が設置する量水器の使用料の額は、1月195円に<u>1.1</u>を乗じて得た額(1円未満の端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>6 (略)</p>	<p>端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 管理者が設置する量水器の使用料の額は、1月195円に<u>1.08</u>を乗じて得た額(1円未満の端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>6 (略)</p>
--	--

(美濃加茂市下水道条例の一部改正)

第6条 美濃加茂市下水道条例(平成5年美濃加茂市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の額)</p> <p>第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第3に定めるところにより算定した額に<u>1.1</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 管理者が設置する量水器の使用料の額は、1月195円に<u>1.1</u>を乗じて得た額(1円未満の端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第3に定めるところにより算定した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 管理者が設置する量水器の使用料の額は、1月195円に<u>1.08</u>を乗じて得た額(1円未満の端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>6 (略)</p>

(美濃加茂市準用河川占用料等徴収条例の一部改正)

第7条 美濃加茂市準用河川占用料等徴収条例(平成14年美濃加茂市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(占用料等の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月に満たない場合の土地占用料の額は、<u>別表第2</u>により算定した額に<u>1.1</u>を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。</p>	<p>(占用料等の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月に満たない場合の土地占用料の額は、<u>別表</u>により算定した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。</p>

(美濃加茂市あじさいエコパークの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 美濃加茂市あじさいエコパークの設置及び管理に関する条例（平成15年美濃加茂市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第7条 使用者は、別表に定める金額の合計額に<u>1.1</u>を乗じて得た額（以下「使用料」という。）を、あらかじめ、納付しなければならない。ただし、管理者が公益上必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を徴収しないことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 使用者は、別表に定める金額の合計額に<u>1.08</u>を乗じて得た額（以下「使用料」という。）を、あらかじめ、納付しなければならない。ただし、管理者が公益上必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を徴収しないことができる。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(道路占用料についての経過措置)

2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市道路占用料徴収条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(水道料金についての経過措置)

3 第2条の規定による改正後の美濃加茂市水道事業給水条例（以下「改正後の給水条例」という。）第25条の規定は、令和元年11月1日以後にメーターの点検を行う分から適用し、同日前にメーターの点検を行った分については、なお従前の例による。ただし、令和元年10月にメーター点検を行った日後から同月末日までの間において、同条例第20条又は同条例第21条の届出によりメーターの点検を行った分については、この限りでない。

(分担金についての経過措置)

4 改正後の給水条例第33条の2及び附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後に給水装置の新設又は改造の申請をする者に係る分担金から適用し、同日前に給水装置の新設又は改造の申請をした者に係る分担金については、なお従前の例による。

(都市公園使用料についての経過措置)

5 第3条の規定による改正後の美濃加茂市都市公園条例第8条の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る使用料について適用し、同日前の占用に係る使用料については、なお従前の例による。

(行政財産の目的外使用料についての経過措置)

- 6 第4条の規定による美濃加茂市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。  
(農業集落排水処理施設使用料についての経過措置)
- 7 第5条の規定による改正後の美濃加茂市農業集落排水処理施設使用料徴収条例第3条第1項及び第5項の規定は、令和元年10月使用月分以後の使用料から適用し、令和元年9月使用月分までの使用料については、なお従前の例による。  
(下水道使用料についての経過措置)
- 8 第6条の規定による改正後の美濃加茂市下水道条例第18条第1項及び第5項の規定は、令和元年10月使用月分以後の使用料から適用し、令和元年9月使用月分までの使用料については、なお従前の例による。  
(準用河川占用料についての経過措置)
- 9 第7条の規定による美濃加茂市準用河川占用料等徴収条例第2条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る土地占用料について適用し、同日前の占用に係る土地占用料については、なお従前の例による。  
(あじさいエコパーク使用料についての経過措置)
- 10 第8条の規定による改正後の美濃加茂市あじさいエコパークの設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議第 33 号

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和元年 6 月 4 日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

記

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 42 年美濃加茂市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第 2 条、第 5 条関係）				別表（第 2 条、第 5 条関係）			
区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償	区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償
(略)				(略)			
選挙長及び開票管理者	(略)	日額 <u>10,800</u> 円（当日から継続して翌日にわたり勤務した場合の報酬の額は、当日分限りの額とする。）	(略)	選挙長及び開票管理者	(略)	日額 <u>10,600</u> 円（当日から継続して翌日にわたり勤務した場合の報酬の額は、当日分限りの額とする。）	(略)
投票管理者				投票管理者			

投票所の投票管理者	日額 <u>12,800</u> 円	投票所の投票管理者	日額 <u>12,600</u> 円
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,300</u> 円（時間を単位に従事した場合は、時間額を支給することができる。）	期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,100</u> 円（時間を単位に従事した場合は、時間額を支給することができる。）
投票立会人		投票立会人	
投票所の投票立会人	日額 <u>10,900</u> 円（時間を単位に従事した場合は、時間額を支給することができる。）	投票所の投票立会人	日額 <u>10,700</u> 円（時間を単位に従事した場合は、時間額を支給することができる。）
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,600</u> 円（時間を単位に従事した場合は、時間額を支給することができる。）	期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,500</u> 円（時間を単位に従事した場合は、時間額を支給することができる。）
指定施設の不在者投票における外部立会人	日額 <u>10,900</u> 円（時間を単位に従事した場合は、時間額を支給することができる。）	指定施設の不在者投票における外部立会人	日額 <u>10,700</u> 円（時間を単位に従事した場合は、時間額を支給することができる。）
選挙立会人及び開票立会人	日額 <u>8,900</u> 円（当日から継続して翌日わたり勤務した場合の報酬の額は、当日分限り	選挙立会人及び開票立会人	日額 <u>8,800</u> 円（当日から継続して翌日わたり勤務した場合の報酬の額は、当日分限り

		の額とする。)	
(略)			

		の額とする。)	
(略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議第 3 4 号

### 令和元年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 2 号）

元号を改める政令（平成 3 1 年政令第 1 4 3 号）の施行に伴い、「平成 3 1 年度美濃加茂市一般会計予算」の名称を「令和元年度美濃加茂市一般会計予算」とし、元号による年表示についても「平成」を「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 6, 6 7 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0, 2 0 2, 3 4 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和元年 6 月 4 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,317,465	5,500	2,322,965
	2 国庫補助金	255,997	5,500	261,497
16 県支出金		1,437,558	49,026	1,486,584
	1 県負担金	857,455	413	857,868
	2 県補助金	431,652	48,613	480,265
20 繰越金		550,000	47,647	597,647
	1 繰越金	550,000	47,647	597,647
22 市債		1,267,800	4,500	1,272,300
	1 市債	1,267,800	4,500	1,272,300
歳入合計		20,095,670	106,673	20,202,343

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,541,994	11,950	2,553,944
	1 総務管理費	2,024,000	11,950	2,035,950
3 民生費		7,587,920	49,746	7,637,666
	1 社会福祉費	3,775,386	550	3,775,936
	2 児童福祉費	3,481,753	49,196	3,530,949
5 農林業費		652,834	14,284	667,118
	1 農業費	449,535	2,074	451,609
	2 林業費	203,299	12,210	215,509
7 土木費		1,982,858	11,000	1,993,858
	2 道路橋りょう費	493,258	11,000	504,258
9 教育費		2,568,936	19,693	2,588,629
	3 中学校費	197,564	10,905	208,469
	6 保健体育費	783,572	8,788	792,360
歳 出 合 計		20,095,670	106,673	20,202,343

第2表

## 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
橋りょう補修事業	千円 25,100	証書借入	年1.8%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその借入先と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円 29,600	変更なし	変更なし	変更なし







2 歳 入

(款) 15 国庫支出金  
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	2,317,465	5,500	2,322,965
	2	国庫補助金	255,997	5,500	261,497
	5	土木費国庫補助金	110,258	5,500	115,758

(一般会計)



(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 道路橋りょう費補助金	5,500	1 社会資本整備総合交付金（橋りょう補修事業）

(款) 16 県支出金  
(項) 1 県負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		県支出金	1,437,558	49,026	1,486,584
	1	県負担金	857,455	413	857,868
	1	民生費県負担金	826,697	413	827,110
	2	県補助金	431,652	48,613	480,265
	1	総務費県補助金	4,543	2,250	6,793
	2	民生費県補助金	298,687	35,544	334,231
	4	農林業費県補助金	92,623	10,819	103,442

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 保険基盤安定負担金	413	1 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	
1 総務管理費補助金	2,250	1 東京圏からの移住支援補助金	
3 児童福祉費補助金	35,544	1 小規模保育所施設整備補助金 2 幼児教育・保育無償化システム改修費補助金	27,305 8,239
1 農業費補助金	2,074	1 農業再生支援事業補助金	
2 林業費補助金	8,745	1 清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金（里山整備事業等）	

(款) 20 繰越金  
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	550,000	47,647	597,647
	1	繰越金	550,000	47,647	597,647
	1	繰越金	550,000	47,647	597,647

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	47,647	1 前年度繰越金

(款) 22 市 債  
(項) 1 市 債

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
22		市 債	1,267,800	4,500	1,272,300
	1	市 債	1,267,800	4,500	1,272,300
	3	土 木 債	69,000	4,500	73,500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 道路橋りょう債	4,500	1 橋りょう補修事業

3 歳 出

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		総務費	2,541,994	11,950	2,553,944	2,250	9,700
	1	総務管理費	2,024,000	11,950	2,035,950	2,250	9,700
		6 企画費	796,158	6,107	802,265	県支出金 2,250	3,857
		7 市民まちづくり推進費	68,656	5,843	74,499		5,843

(一般会計)



(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
13 委託料	607	女性活躍支援センター移設設計監理	Caminho推進事業 移住定住促進事業
15 工事請負費	2,500	女性活躍支援センター移設	
19 負担金、補助及び交付金	3,000	東京圏からの移住支援補助金	
1 報酬	2,240	国際交流員（JET）	多文化共生推進事業
4 共済費	143	特別職共済負担金	
9 旅費	120	費用弁償	
13 委託料	2,135	多言語通訳・翻訳 転入ガイドブック作成	
18 備品購入費	886	事務用備品	
19 負担金、補助及び交付金	319	J E T任用団体負担金	

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

3	1	民生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	7,587,920	49,746	7,637,666	35,957	13,789
	1	社会福祉費	3,775,386	550	3,775,936	413	137
	8	後期高齢者 医療費	592,638	550	593,188	県支出金 413	137
	2	児童福祉費	3,481,753	49,196	3,530,949	35,544	13,652
	3	児童保育費	1,063,240	40,957	1,104,197	県支出金 27,305	13,652
	4	保育園施設 費	769,519	8,239	777,758	県支出金 8,239	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
28 繰出金	550	後期高齢者医療保険基盤安定繰出金	後期高齢者医療会計繰出金 550
19 負担金、補助及び交付金	40,957	小規模保育所施設整備補助金	私立保育園運営費等補助事業 40,957
13 委託料	8,239	保育料無償化システム改修	公立保育園施設管理運営事業 8,239

(款) 5 農林業費  
(項) 1 農業費

5	1	1	農林業費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			農林業費	652,834	14,284	667,118	10,819	3,465
	1		農業費	449,535	2,074	451,609	2,074	
		3	農業振興費	59,822	2,074	61,896	県支出金 2,074	
	2		林業費	203,299	12,210	215,509	8,745	3,465
		1	林業振興費	203,299	12,210	215,509	県支出金 8,745	3,465

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
13 委託料	2,074	現地確認用システム構築	農業再生支援事業 2,074
13 委託料	9,845	森林・歩道整備	里山活用事業 1,800 里山整備事業 10,410
19 負担金、補助及び交付金	2,365	環境保全林整備補助金 565 里山千年構想推進補助金 1,800	

(款) 7 土木費  
 (項) 2 道路橋りょう費

7	2	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		土木費	1,982,858	11,000	1,993,858	10,000	1,000
	2	道路橋りょう費	493,258	11,000	504,258	10,000	1,000
	3	橋りょう維持費	81,700	11,000	92,700	国庫支出金 5,500 市債 4,500	1,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考	
区 分	金 額			
15 工事請負費	11,000	橋りょう補修	橋りょう補修事業	11,000

(款) 9 教育費  
(項) 3 中学校費

9	3	1	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			教育費	2,568,936	19,693	2,588,629		19,693
	3		中学校費	197,564	10,905	208,469		10,905
		1	中学校管理費	164,617	10,905	175,522		10,905
	6		保健体育費	783,572	8,788	792,360		8,788
		2	保健体育施設費	169,175	8,788	177,963		8,788

(一般会計)



(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
15 工事請負費	10,905	学校施設営繕	中学校施設営繕工事 10,905
13 委託料	8,788	トレーニングルーム管理	体育館管理事業 8,788

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3		26,952	11,995 (4.45)			8,086	47,033	5,150	52,183	
	議 員	16	102,025						102,025	25,855	127,880	
	その他の 特別職	1,295	54,729						54,729		54,729	
	計	1,314	156,754	26,952	11,995			8,086	203,787	31,005	234,792	
補正前	長 等	3		26,952	11,995 (4.45)			8,086	47,033	5,150	52,183	
	議 員	16	102,025						102,025	25,855	127,880	
	その他の 特別職	1,294	52,489						52,489		52,489	
	計	1,313	154,514	26,952	11,995			8,086	201,547	31,005	232,552	
比較	長 等											
	議 員											
	その他の 特別職	1	2,240						2,240		2,240	
	計	1	2,240						2,240		2,240	

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	6,044,656	5,748,751	862,500	796,228	5,815,023
(1) 総務	158,046	152,492	40,400	24,102	168,790
(2) 民生	34,625	13,818		6,967	6,851
(3) 衛生					
(4) 農林	290,641	234,470		67,783	166,687
(5) 商工	14,328	12,241	42,800	2,117	52,924
(6) 土木	2,749,417	2,480,147	177,500	409,023	2,248,624
(7) 消防	129,990	138,956	48,000	20,874	166,082
(8) 教育	2,667,609	2,716,627	553,800	265,362	3,005,065
2 災害復旧債		18,000			18,000
(1) 補助災害		10,600			10,600
(2) 単独災害		7,400			7,400
3 その他	7,869,864	7,873,841	630,000	773,527	7,730,314
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	261,720	203,332		45,933	157,399
(3) 財源対策債等	298,643	216,925		72,769	144,156
(4) 臨時財政対策債	7,309,501	7,453,584	630,000	654,825	7,428,759
合 計	13,914,520	13,640,592	1,492,500	1,569,755	13,563,337

## 議第 3 5 号

### 令和元年度美濃加茂市後期高齢者医療会計補正予算（第 1 号）

元号を改める政令（平成 3 1 年政令第 1 4 3 号）の施行に伴い、「平成 3 1 年度美濃加茂市後期高齢者医療会計予算」の名称を「令和元年度美濃加茂市後期高齢者医療会計予算」とし、元号による年表示についても「平成」を「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度美濃加茂市の後期高齢者医療会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7, 7 6 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 7 9, 9 4 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 6 月 4 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		423,203	7,213	430,416
	1 後期高齢者医療保険料	423,203	7,213	430,416
4 繰入金		131,842	550	132,392
	1 一般会計繰入金	131,842	550	132,392
歳入合計		572,184	7,763	579,947

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		541,672	7,763	549,435
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	541,672	7,763	549,435
歳 出	合 計	572,184	7,763	579,947



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	541,672	7,763	549,435
歳出合計	572,184	7,763	579,947





2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料  
(項) 1 後期高齢者医療保険料

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
1		後期高齢者医療保険料	423,203	7,213	430,416
	1	後期高齢者医療保険料	423,203	7,213	430,416
	1	特別徴収保険料	278,270	4,783	283,053
	2	普通徴収保険料	144,933	2,430	147,363

(後期高齢者医療会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 特別徴収保険料現年度分	4,783	1 特別徴収保険料
1 普通徴収保険料現年度分	2,430	1 普通徴収保険料

(款) 4 繰入金  
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
4		繰入金	131,842	550	132,392
	1	一般会計繰入金	131,842	550	132,392
	2	保険基盤安定繰入金	88,912	550	89,462

(後期高齢者医療会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保険基盤安定繰入金	550	1 保険基盤安定繰入金

### 3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金  
 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						繰入金	保険料
2		後期高齢者 医療広域連 合納付金	541,672	7,763	549,435	550	7,213
	1	後期高齢者 医療広域連 合納付金	541,672	7,763	549,435	550	7,213
		1	後期高齢者 医療広域連 合納付金	541,672	7,763	549,435	繰入金 550

(後期高齢者医療会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
19 負担金、補助及び交付金	7,763	広域連合保険料等負担金	後期高齢者医療広域連合納付金 7,763

